

〔広告への価格表示義務の有無〕

Q. 新型車の発表に先駆けて、車両の特徴である外観や内装の写真を掲載した広告を作成する予定ですが、必ず販売価格を表示しなければいけませんか？

A. 広告への販売価格の表示については、規約第3条第4項において、「商品広告において、値引額、値引率、「特価」等により価格が有利である旨を表示する場合には、その根拠となる販売価格を表示すること」（この場合の正しい表示は、「正しい広告表示の例②」を参照）が定められていますが、これに該当しない場合、販売価格を表示することは定められていません。

ただし、消費者に対する積極的な価格情報の提供という観点から、可能な限り価格を表示するようにしてください。

なお、車両の写真と併せて販売価格を表示する場合は、規約第5条第7号において、「写真又はイラストと販売価格を併用して表示する場合は、その写真又はイラストに使用する写真の販売価格を明瞭に表示すること」が定められています。（「正しい広告表示の例①」を参照）

【正しい広告表示の例① 「車両の写真と併せて販売価格を表示する場合」】

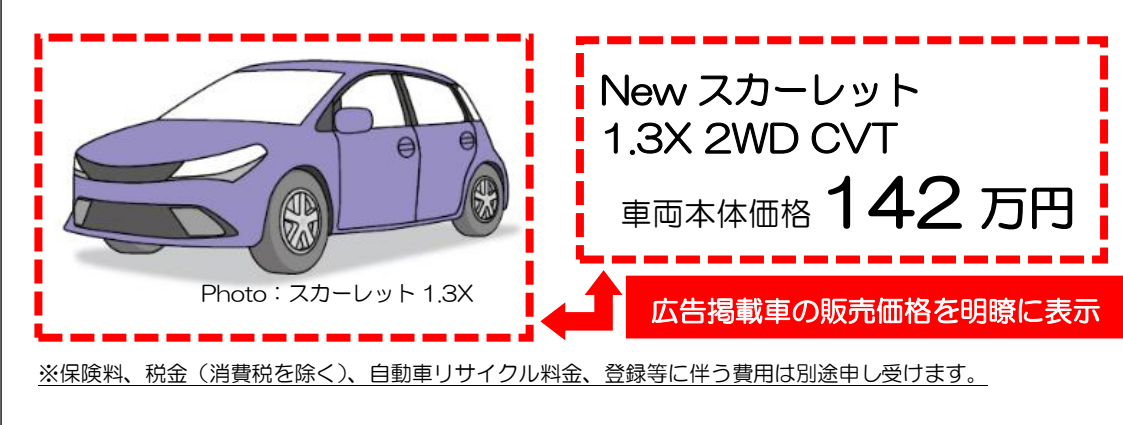


Photo: スカーレット 1.3X

New スカーレット
1.3X 2WD CVT
車両本体価格 **142万円**

広告掲載車の販売価格を明瞭に表示

※保険料、税金（消費税を除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用は別途申し受けます。

【正しい広告表示の例② 「価格が有利である旨を表示する場合」】



フェア特価車をご用意しました！

スカーレット
1.3X 2WD CVT

車両本体価格 142万円のところ、
特別価格 130万円

Photo: スカーレット 1.3X

特価の根拠となる、値引き前・
値引き後の販売価格を表示

※保険料、税金（消費税を除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用は別途申し受けます。